

おしらせ

白鷹町平和祈念事業

平和の尊さを再認識するとともに全世界の恒久平和を願い平和祈念事業を行います。

いつ 8月15日(金)

午前8時30分～

▼どこで 役場庁舎前広場

▼内容 平和へのメッセージ、平和合唱(白鷹町少年少女合唱団)など

※お願い 平和を願い、平和都市宣言碑に捧げる折鶴を受け付けます。当日会場へお持ちください。

■問い合わせ 総務課総務係 ☎85-6120

置賜広域行政事務組合職員採用試験のご案内

▼職種と人数

初級行政 若干名

初級電気 若干名

消防士 5名程度

▼受験資格

初級行政・初級電気：平成2年4月2日から平成9年4月1日まで生まれた方  
消防士：①昭和60年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方

②採用後に米沢市、南陽市、高島町及び川西町に居住できる方

③普通自動車運転免許(AT車限定を除く)を有する方または取得見込みの方

▼採用予定日 平成27年4月1日

▼第1次試験日 10月19日(日)

▼会場 置賜広域行政事務組合千代田クリーンセンター

※消防士の体力試験は、10月20日(月)に米沢市営体育館で行います。

▼受付期間 8月25日(月)～9月19日(金)

▼受験申込書の交付場所

①置賜広域行政事務組合事務局総務課、消防本部及び各消防署の企画担当課  
②置賜地域の市役所及び町役場の企画担当課  
③本組合のホームページからのダウンロード (<http://www.okikou.or.jp/toppage.htm>)

▼申し込み・問い合わせ 置賜広域行政事務組合事務局総務課 職員採用試験担当 ☎0238-2313246

旧置賜農業高等学校飯豊分校「校舎お別れ会」のご案内

旧置賜農業高等学校飯豊分校は平成25年3月をもって閉校となり、校舎については本年度中に解体することとなりました。

地域と共に歩んだ60年の歴史の中で、多くの人材を輩出した思い出ある学び舎に感謝し「校舎お別れ会」を開催します。

いつ 8月10日(日) 午後2時～4時

▼どこで 旧置賜農業高等学校飯豊分校(飯豊町大字2800番地)

▼内容 校舎自由見学・セレモニー・お茶会・参加者全員での記念写真撮影

▼参加料 無料

※申し込みは不要です。会場に直接お越しください。

▼問い合わせ 旧置賜農業高等学校飯豊分校校舎お別れ会実行委員会事務局(飯豊町役場総務企画課総合政策室内) ☎0238-8710521 FAX0238-7213827

夏の省エネ県民運動実施中!

家庭や地域の絆を大切に、地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出量削減に取り組みましょう。

ご家庭での省エネ・再エネ・節電の取組を報告すると、抽選で素敵な商品が当たります。

【取組例】

- ・水を出しっぱなしにしない。
- ・使用しない照明はこまめに消す。
- ・太陽光発電装置などの再エネ機器を設置する。

▼応募方法 応募はがきにて報告ください。

■問い合わせ 町民課暮らし環境係 ☎85-6131  
山形県環境エネルギー部環境企画課

☎023-630-2335

災害に関する町税等の減免等について

7月9日の豪雨により被害を受けた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

町の税金等につきまして、被害の割合に応じて、猶予・減免等が受けられますので要件に該当する場合は、8月29日(金)までお問い合わせください。

納税の猶予

財産が災害を受けた場合で、一時に納税できないと認められるときに、納税者の申請により各税等の定められた期間内で、納税が猶予されることがあります。

町税等の減免等

次の町税等について、それぞれの理由に該当する場合には、納税者の申請により、減額または免除されることがあります。

税目	概要
固定資産税(都市計画税)	<p>◆家屋(償却資産も準ずる) 居住または使用目的を損じ家屋の価格の20%以上の価値を減じた場合、その程度に応じて減免になります。床下浸水、軽度の床上浸水は20%以上とならないため対象になりません。</p> <p>◆土地(農地または宅地等) 農地または宅地等の20%以上の面積が災害により、作付不能または使用不能となった場合、その程度に応じて減免になります。冠水、多少の土砂流入は対象になりません。</p>
個人町民税 国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	<p>◆災害により受けた住宅等の損害(保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く)の程度が甚大(20～30%以上で税目等により異なります。)であり、かつ、前年中の合計所得金額が各税等の基準額以下で納付が著しく困難である場合その程度に応じて減免になります。</p>

雑損控除

来年の税申告において、日常生活のうえで必要な住宅、家具、衣類、現金などの資産について損害が生じた場合、(宅地への土砂流入を含む)災害関連の支出をした費用が所得金額から雑損控除として控除される場合があります。(領収書、り災証明書が必要です。り災証明書は早めにお取りください。)

◎減免等の申請には印鑑、被害を受けた証明(り災証明書)が必要です。

り災証明書については、総務課防災管財係(☎85-6122)までお問い合わせください。

◎詳しくは、税務出納課へお問い合わせください。 町民税係☎85-6132 資産税係☎85-6133 収納係☎85-6106